

第 15 章 客 土 仕 様 書

第 15 章 客土仕様書

目 次

第 1 節 適 用	399
15-1-1 適 用	399
第 2 節 適用すべき諸基準	399
15-2-1 適用すべき諸基準	399
15-2-2 一般事項	399
第 3 節 客 土 工	399
15-3-1 客土準備工	399
15-3-2 採土（土取場）	399
15-3-3 客土補助工	399
15-3-4 道路散水	400
15-3-5 大運搬工	400
15-3-6 小運搬工	401
15-3-7 攪拌工	402

第1節 適用

15-1-1 適用

本章は、客土工事、その他これらに類する工種について適用する。

第2節 適用すべき諸基準

15-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。

- (1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準「土層改良」 (昭和59年1月)
- (2) 土層改良計画設計指針(案) (平成23年2月)

15-2-2 一般事項

受注者は、設計図書に基づき、事前には場別客入土配置計画及び運搬経路計画図を工事監督員に提出し、承諾を得るものとする。

第3節 客土工

15-3-1 客土準備工

- 1 土取場の伐開については、設計図書によるものとする。
- 2 土取場の伐開物、除根の処理については、設計図書によるものとする。
- 3 土取場の表土の処理については、設計図書によるものとする。
- 4 受注者は、土取場の簡易な整地や、水切り等の保守を行うこと。

15-3-2 採土(土取場)

- 1 土取場の位置は、設計図書によるものとする。
- 2 受注者は、土壌採取補償客土の採取に当たり、原則として片側より順序良く採取することとし、掘削積込に当たっては、機械の転倒等、さらに切深の高い場合は、崩落等が生じないよう労働安全衛生規則を遵守した計画によるものとするなど、特に安全に留意しなければならない。
- 3 受注者は、土壌採取補償客土土取場の表土はぎ完了後及び客入土採取完了後は、工事監督員の承諾を得なければならない。また、表土を復元する場合は均一の厚さに押し戻さなければならない。
- 4 受注者は、埋木、石塊、草木片及び雪塊を、土取場内で除去し客入土に混入させてはならない。
- 5 受注者は、客入土の採取指定箇所の土質が、あらかじめ工事監督員と確認した土質と異なる場合は、その部分の採取を中止し、工事監督員の指示を受けなければならない。
- 6 受注者は、採土着手に先立ちトラックスケールにより、一台当たりの積載可能量を確認すること。
- 7 採土後の土取場の復旧については、設計図書によるものとする。
- 8 土砂流出防止

土取場は、隣接地との境界及び雨水等による土砂流出について特に注意すること。

15-3-3 客土補助工

- 1 中継所において、運搬車両のタイヤやナンバープレート、ストップランプ等の泥落しを行う。
- 2 運搬は車両制限令などを遵守し、運搬途中に土砂が散乱しないよう努めなければならない。また、やむを得ず散乱した場合は直ちに除去し、一般通行の障害とならないようにすること。

- 3 土取場並びに中継所周辺及び鉄道踏切箇所については、落土等の清掃を行うこと。
- 4 次の作業員の配置については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合は、工事監督員と協議しなければならない。
 - (1) 土取場補助労務・・・・・・・・土取場の簡易な整地、水切り等土取場の保守を行う。
 - (2) 中継所（堆積場）補助労務・・・運搬車の泥落とし及び中継所の保守を行う。
 - (3) 道路清掃補助労務・・・・・・・・土取場から工事監督員と協議のうえ決定した範囲の落土除去及び清掃を行う。
 - (4) 踏切り補助労務・・・・・・・・視界確保のための除雪作業、路面整正及び列車通過時の交通誘導を行う。（※協議に基づいて明示）
 - (5) 踏切り清掃補助労務・・・・・・・・踏切り前後及び軌道付近の清掃を行う。（※協議に基づいて明示）

15-3-4 道路散水

受注者は、運搬路線について、防塵対策のため適宜散水を行うこと。

15-3-5 大運搬工

- 1 受注者は、原則として積載量の異なるトラックを同一ほ場に搬入させてはならない。
- 2 受注者は、トラックが直接ほ場に入る場合、その運搬経路等について事前に関係者と打合わせをしなければならない。
- 3 運行に当たっては、運搬経路中の既設構造物を破損しないよう十分注意すること。既設構造物の補強または、仮設をする場合で、設計図書以外のものについては、工事監督員と協議すること。既設構造物が破損した場合及び撤去仮設物については、工事施工後速やかに、受注者の責任において原形回復すること。
- 4 標示板
 - (1) ダンプトラックの標示板の取付け位置については、前方より見える位置とし運転等の支障とならないよう取付けること。また、ダンプトラック前面にマグネットシート等にて貼付けるタイプのものでも良いこととし、下記の要領で標示板を取付けるものとする。

道営○○事業	○○地区	△△工区
(株)○○建設工業		△△号車

- (2) 号車番号は、総運搬車両の 1 号車から通し番号で記入すること。
 - (3) サイズ、標示板及び文字の色は、工事監督員と協議すること。
- 5 運搬経路は設計図書によるものとする。
- 6 安全標識・交通誘導警備員等の配置については、設計図書によるものとするが、施工に先立ち運搬経路図を作成し、交通安全に関する標識の設置、交通誘導警備員の配置等その他必要と思われる事項を記入し工事監督員に提出すること。
- 7 受注者は、運搬経路を除雪する場合、工事着手前に路肩工作物等に標識を立てること。また、除雪の際路面を削り取るなど道路に損傷を与えないよう留意しなければならない。また、一般家屋の出入り口などとなる箇所を除雪する際は、出入り口の通行に支障のないよう行い歩行者の安全のため除雪道の設置も状況にあわせて行うものとする。

- 8 運搬に伴う砂塵による被害の防止に努めること。また、道路の損傷など工事施工中に損害を与えた場合は、原形に復旧すること。
- 9 運搬路で他の車両と交差する場合は、他の車両を優先的に走行させるよう努めること。
- 10 工事開始前に地元関係機関（役場、学校、教育委員会、交通安全協会、警察、その他）に応じ工事の概要を通知すること。また、建設機械、ダンプトラックのオペレーター等に交通安全の周知を徹底すること。
- 11 抜坪試験
抜坪試験は本仕様書によるほか、農業土木工事施工管理基準 VI『参考』2-19「客土工事の抜坪試験」に従い工事を行うこと。

(1) 試験方法

- ① 受注者は、工事着手前に抜坪試験計画書を提出し、工事監督員の承諾を得るものとする。
- ② 運搬土量の確認については、抜坪試験により各ダンプトラックの土量確認を行い、各ほ場への運搬台数によって確認できるようにすること。その場合、各地先受益農家の確認（確認書）と、工事監督員等（監督員等補助員含む）の確認を得ること。

(2) 試験回数

工事着手前に必ず1回行うものとする。但し、土質、土取場に変更が生じた場合には、その都度、運搬前に抜坪試験を行うこと。

15-3-6 小運搬工

1 一般事項

- (1) 客入土をほ場内に運搬する場合は、面積調書に基づき一定間隔をもって堆積することとする。
- (2) 運搬の配置計画は、受注者が作成し工事監督員の承諾を得るものとする。

2 中継所

- (1) 中継所については、飲料水道管など地下埋設物について調査し埋設物安全確保のうえ造成し、工事完了後は速やかに撤去するものとする。地下埋設物を破損した場合は受注者の責任において処置するものとする。
- (2) 中継所の位置は設計図書によるものとする。
- (3) 運搬土の一時堆積を指定する場合は、堆積位置及び堆積方法などについて、設計図書によるほか、工事監督員と協議するものとする。
- (4) 中継所造成は、客入土によって造成し、作業終了後はほ場へ運搬すること。
- (5) 次の作業員の配置については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合は、工事監督員と協議しなければならない。
 - ① 中継所（堆積場）補助労務・・・運搬車の泥落とし及び中継所の保守を行う。
 - ② 道路清掃補助労務・・・・・・・・土取場から工事監督員と協議のうえ決定した範囲の落土除去及び清掃を行う。

3 放下整理

- (1) ほ場に搬入された客入土は、ほ場ごとに工事監督員の搬入段階確認を受けた後でなければ散布してはならない。
- (2) 客入土は、大きな土塊を砕き概ね均等の厚さに散布することとする。

(3) 着手前に、ほ場を十分調査し、ほ場内構造物施設などを破損せぬよう注意するものとする。

また、施設管理者と協議のうえ取外したものは工事完了後速やかに原形に復旧すること。

15-3-7 攪拌工

- 1 受注者は、施工前に関連工事客土の搬入状態やほ場状態を確認し、泥濘化等、施工に支障があると考えられる場合は、工事監督員と協議しなければならない。
- 2 受注者は、攪拌工の施工に当たり、気象条件等の確認を行い施工不良とならないよう留意し、客土と表土がなじみよく混ざるように施工しなければならない。